

2011年3月14日

長野県労働金庫

「東北地方太平洋沖地震および長野県北部を震源とする地震」により 被災された皆さまの各種お取引について

2011年3月11日(金)に発生した「東北地方太平洋沖地震」および「長野県北部を震源とする地震」により被災された皆さま、そのご家族の方々に対しまして心よりお見舞い申し上げます。

当金庫では、今回の巨大地震による被災された皆さまに対しまして、下記内容によりお取扱いいたしておりますので、ご遠慮なくお申し付けください。

記

1. 預金証書、通帳またはお届け印等を紛失された場合
ご預金の通帳・証書やお届け印を紛失されていても、払戻しやご預金を担保としたお借入れの手続きができます。
ただし、ご本人様であることを当金庫所定の手続きで確認させていただきます。
2. 定期預金・定期積金等の満期日前の払戻しが必要な場合
満期日前であっても払戻しすることができますのでご相談ください。なお、この場合は約定利率ではなく、中途解約利率により利息の計算をいたします。
3. 紙幣・硬貨が汚損した場合
被災における汚損紙幣・硬貨は、新しい紙幣・硬貨に両替いたしますので、窓口までお申し出ください。なお、紙幣の状態によっては、鑑定後とさせていただく場合や全額の両替とならない場合もございます。
4. 国債を紛失した場合
国債を紛失した場合は、お取扱店にご相談ください。
5. 手形の支払期日が経過した場合
関係金融機関と協議のうえ対応をさせていただきます。
6. 被災に伴いご融資が必要な場合
被災による応急資金等についてご相談ください。
7. 被災に伴いご利用中のご融資の返済額変更等が必要な場合
ご返済条件変更等のご希望があればご相談ください。
8. 災害に乗じた振り込め詐欺等の犯罪に十分ご注意ください。

以 上